



30 環 企 第 4 6 号
平成31年1月18日

名古屋市環境審議会
会長 奥宮 正哉 様

名古屋市長 河村 たかし



第4次名古屋市環境基本計画の策定並びに土壌及び地下水の汚染
に関する規制のあり方について（諮問）

名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第8条第3項及び第
26条の規定により、次の事項について諮問します。

1 第4次名古屋市環境基本計画の策定について（第8条第3項関係）

（諮問理由）

名古屋市環境基本条例第8条第1項の規定に基づく「名古屋市環境基本計
画」の次期計画の策定にあたり、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意
見を求めるものです。

2 土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について（第26条関係）

（諮問理由）

本市では、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び市民の健康と安
全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）に
基づき、土壌及び地下水汚染対策を推進してまいりました。

平成29年5月に土壌汚染対策法が改正され、土壌汚染に係るリスク管理に
関して見直されたため、本市における土壌及び地下水の汚染に関する規制の
あり方について、貴審議会の意見を求めるものです。